

第 46 回秋田県フットサル選手権大会実施要項

1. 名 称

第 46 回秋田県フットサル選手権大会

2. 主 催

一般社団法人秋田県サッカー協会

3. 主 管

一般社団法人秋田県サッカー協会フットサル委員会、秋田県フットサル連盟

4. 期 日

平成 31 年 1 月 26 日（土）～27 日（日）

5. 会 場

ナイスアリーナ（由利本荘市石脇字田尻野 18）

6. 参加資格

(1) 公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」という。）に、平成 30 年度のチーム登録を行っているサッカー 1 種および 2 種のチーム、平成 30 年度の東北フットサルリーグに所属しているチームおよび秋田県社会人フットサルリーグのチャレンジクラスに所属しているチームとする。ただし、サッカー登録チーム 1 種にあっては、改めてフットサルの 1 種登録ならびに選手登録をしなければ参加できない。なお、サッカー登録チーム 2 種にあっては、JFA の暫定措置にしたがい、フットサルのチーム登録ならびに選手登録をしているものとみなす。

(2) フットサルの審判資格（4 級可）を有する者を帯同しているチームであること。

(3) 第 1 項のチームに所属する 2003 年 4 月 1 日以前に生まれた選手であること。男女の性別は問わない。

(4) 外国籍選手は 1 チームあたり 4 名までとする。

(5) 大会を通して、選手は、他のチームで参加していないこと。

7. 大会形式

ノックアウト方式により行う。

8. 競技規則

大会実施年度の「フットサル競技規則」による。

9. 競技会規定

以下の項目については、本大会で規定する。

(1) ピッチ

原則として、40m×20mとする。

(2) ボール

試合球：モルテン製 ヴァンタッジオ 4000 フットサル (F9V4001) 4号ボール

(3) 競技者の数

競技者の数：5名

交代要員の数：9名以内

ピッチ上でプレーできる外国籍選手の数：2名以内

(4) チーム役員の数

4名以内（ただし、通訳が試合に登録されている場合は、5名以内とする。）

(5) 競技者の用具

① ユニフォーム

(ア) フィールドプレーヤー、ゴールキーパーともに、色彩が異なり判別しやすい正副のユニフォーム（シャツ、ショーツ、ストッキング）を大会登録票に記載し、各試合には正副ともに必ず携行すること。

(イ) チームのユニフォームのうち、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別しうるものであること。

(ウ) フィールドプレーヤーとして試合に登録された選手がゴールキーパーに代わる場合、その試合でゴールキーパーが着用するシャツと同一の色彩および同一のデザインで、かつ自分自身の背番号のついたものを着用すること。

(エ) シャツの前面、背面に参加申込書に登録した選手番号を付けること、ショーツにも選手番号を付けることが望ましい。選手番号は服地と明確に区別し得る色彩であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。

(オ) 選手番号については、1から99までの整数とし、0は認めない。フィールドプレーヤーは1番を付けることができない。必ず、本大会の大会登録票に記載された選手固有の番号を付けること。

(カ) ユニフォームへの広告表示については、JFAの承認を受けている場合のみこれを認める。ただし、ユニフォーム広告表示により生じる会場等への広告掲出料等の経費は当該チームにて負担することとする。

(キ) その他のユニフォームに関する事項については、JFAのユニフォーム規程に則る。

② 靴：靴底は接地面が紺色、白色もしくは無色透明のフットサル用シューズのみ使用可能とする。（スパイクシューズおよび靴底が着色されたものは使用できない。）

③ ビブス：交代要員は、競技者と異なる色のビブスを用意し、着用しなければならない。

(6) 試合時間

30 分間（15 分ハーフ）のプレーイングタイムとし、ハーフタイムのインターバルは 5 分間（前半終了から後半開始まで）とする。

(7) 試合の勝者を決定する方法（試合時間内で勝敗が決しない場合）

PK 方式により勝敗を決定する。ただし、決勝戦は、10 分間（前後半各 5 分間）の延長戦を行い、なお決しない場合は PK 方式により勝敗を決定する。延長戦に入る前のインターバルは 5 分間とし、PK 方式に入る前のインターバルは 1 分間とする。

10. 懲 罰

- (1) 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に本大会の次の 1 試合に出場できない。
- (2) 本大会期間中に警告の累積が 2 回に及んだ選手は、自動的に本大会の次の 1 試合に出場できない。
- (3) 前項により出場停止処分を受けたとき、または、本大会の終了のときに、警告の累積は消滅する。
- (4) 本大会終了時点で未消化となる出場停止処分は、当該チームが出場する直近のフットサル公式試合にて消化する。ただし、警告の累積によるものを除く。
- (5) その他、本大会の懲罰に関する事項については、本大会の規律委員会が決定する。

11. 参加申込

- (1) 1 チームあたり 24 名（選手 20 名、役員 4 名）を上限とする。
- (2) 参加チームは、大会登録票を次の申込先に E-mail にて提出すること。

＜申込先＞

一般社団法人秋田県サッカー協会 フットサル委員長 夏井 浩

E-mail ac771244@city.akita.lg.jp

- (3) チーム名は短縮語を除き、日本語で標記しなければならない。
- (4) 申込締切日：平成 31 年 1 月 15 日（火）必着
- (5) 前項の申込締切日以降の参加申込内容の変更は認めない。

12. 組み合わせ

一般社団法人秋田県サッカー協会において抽選を行い決定する。

13. 参加料

次のとおりとし、大会当日に本部まで持参すること。

- (1) 2 種登録チーム 1 チーム 10,000 円
- (2) 1 種登録チーム 1 チーム 12,000 円

14. 表 彰

- (1) 優勝および準優勝のチームに表彰状を授与する。

(2) ベスト8のチームに、JFA 第25回全日本フットサル選手権大会秋田県予選（平成31年10月開催予定）への参加資格を与える。

15. 代表者会議、マッチコーディネーションミーティング

<代表者会議>

開催しない。

<マッチコーディネーションミーティング>

各試合60分前に大会本部にて実施する。

ユニフォーム正副を持参すること。

16. 傷害補償

チームの責任において傷害保険に加入すること。

17. 負傷対応

競技中の疾病、傷病等の応急処置は、チームの責任において対応すること。主催者は、一切の責任を負わない。

18. その他

(1) 試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止になった場合、その帰責事由のあるチームは0対5またはその時点のスコアがそれ以上であった場合はそのスコアで敗戦したものとみなす。

(2) 施設の損壊については、不可抗力による場合のみ協会に対応するが、これ以外は当事者の責任において対応すること。

(3) 大会に参加する選手は、必ず保険証または保険証のコピーを持参すること。

(4) 喫煙場所、ゴミ等については、体育館の規則を遵守すること。

19. 問い合わせ先

一般社団法人秋田県サッカー協会

フットサル委員長 夏井 浩

携帯 090-6782-9155 FAX 018-888-5435

E-mail ac771244@city.akita.lg.jp